

イ すなわち、国賠法1条1項の「違法」は、国家賠償制度が個別の国民の法益侵害を救済するものであることの当然の帰結として、当該個別の国民の法益侵害があることを前提としており、そもそも個別の国民の権利ないし法益の侵害が認められない場合には、国賠法上の違法性を認める余地はないと解するのが相当であり、最高裁判例（最高裁昭和43年7月9日第三小法廷判決・裁判集民事91号639ページ、最高裁昭和63年6月1日大法廷判決・民集42巻5号277ページ、最高裁平成2年2月20日第三小法廷判決・裁判集民事159号161ページ等）においても、個別の国民の「法律上の利害関係ないし権利」、あるいは「法的利益」の侵害がなければ、国賠法に基づく損害賠償請求をすることができないことを当然の前提としている。この点前記のとおり、被害者又は告訴人が捜査又は公訴の提起によって受ける利益は、公益上の見地に立って行われる捜査又は公訴の提起によって反射的にもたらされる事実上の利益にすぎず、法律上保護された利益ではないから、検察官による捜査や公訴提起の有無によって、被害者又は告訴人の法律上保護された利益が侵害されるなどということはあり得ず、それら検察官の行為が被害者ないし告訴人との関係で、国賠法1条1項の適用上「違法」と評価される余地はない。